

新型コロナウイルス感染症に関連する消防本部からのお知らせ

消防本部・消防署への来庁について

「緊急事態宣言」対象地域が全国に拡大されたことに伴い、消防本部・消防署では以下の対応を実施いたします。また、来庁時において感染拡大防止のため、必要な対応をとらせていただいておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 消防訓練指導、救命講習及び各種イベント等につきましては、令和2年5月31日（日）まで中止とさせていただきます。
なお、感染拡大状況により中止期間を延長する場合があります。
2. 各種届出書類の提出につきましては、郵送でも可能なものがありますので別記『**申請書類等の一部の郵送による受付**』をご参照の上、詳細につきましては担当部署にお問い合わせください。
3. 事前協議等につきましても、可能な限り電話及びメール等を利用していただきますようお願いいたします。
4. 各庁舎におきましては、窓口にビニールカーテン等を設置するなど感染防止対策に配慮しておりますのが、来庁される皆様におかれましても、来庁時のマスクの着用・手指消毒等にご協力をお願いいたします。

担当 消防本部総務課 25-1411

新型コロナウイルス感染症についての相談等

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと
 - ・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
 - ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
 - ・風邪の症状や 37.5℃前後の発熱が、4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方※高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

3. 帰国者・接触者相談センター
 - ・9時00分から21時00分まで(土曜日・日曜日・祝日対応)
松阪保健所 0598-50-0531
 - ・21時00分から9時00分まで(土曜日・日曜日・祝日対応)
三重県救急医療情報センター 059-229-1199

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。なお、マスクを着用し、受診してください。

担当 消防本部救急課 25-1413

新型コロナウイルス感染症（疑い含む）への救急対応について

1. 119 番通報時の聴取内容又は救急出動時、傷病者の症状などから、「新型コロナウイルス感染症の疑いがある」と判断した場合は、保健所の指示のもと、感染症対策を施し、指定された医療機関に搬送します。

※ 出動後は、救急隊員及び救急車内の消毒を十分に行っておりますのでご安心ください。

2. 新型コロナウイルス感染症が疑われる際の 119 番通報について

- (1) 場所（住所・施設名・近くの目標物など）
- (2) 救急車が必要な方の名前・年齢・性別
- (3) 意識・呼吸状態の確認
- (4) 37.5 度以上の発熱の有無
- (5) 強い倦怠感（だるさ）・呼吸器症状（咳や呼吸困難）の有無
- (6) 基礎疾患、現在治療中の疾患の有無

上記（4）～（6）に該当する場合は、以下の事項を追加聴取します。

- ア 新型コロナウイルス感染症と診断された方との濃厚接触歴の有無
- イ 発症前 14 日間以内に流行が確認されている地域への渡航又は往来若しくは居住の有無
- ウ 上記イに該当する人との濃厚接触の有無

3. 救急隊出動時の服装について

救急隊が出動時には、感染防止策として通常の感染防止衣のほかに、ゴーグル、マスク等を装着し出動いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

担当 消防本部救急課 25-1413

申請書類等の一部の郵送による受付

当消防本部では新型コロナウイルス感染症対策の一環として、人との接触を出来る限り避けることで感染リスクを低減することを目的に、各種申請書類等の一部の郵送による受付をしています。郵送により申請書類等を送付する際は次の事項をご覧の上、行ってください。

- ・ 副本（※）を返送するための返信用封筒等は、書留等の配達の追跡ができるものとし、配達に必要な金額の切手等を貼付して配達先の住所等をあらかじめ記載してください。
- ・ 申請書類等について問い合わせが可能な電話番号が記載されたものを同封してください。
- ・ 郵送による申請等を行う際は、各担当課等に事前に問い合わせた上、行ってください。

1. 予防課関係

(1) 指導・査察係関係

- 防火責任者選解任届（※）
- 防火管理者選解任届（※）
- 消防計画（※）
- 防災管理者選解任届（※）
- 消防計画（防災）（※）
- 消防計画（津波）（※）
- 防火対象物使用開始届出書（※）
- 発電・変電・蓄電池の設置届（※）
- 消防用設備等の設置（工事）計画書
- 工事整備対象設備等着工届
- 消防用設備等設置届
- 消防用設備等点検結果報告書
- その他届出書類（※）

(2) 危険物係関係

- 予防規程制定・変更認可申請書 (※)
- 危険物製造所・貯蔵所・取扱所再交付申請書 (※)
- 完成検査済証再交付申請書 (※)
- 危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置 (変更) 取り下げ届出書 (※)
- 危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更届出書 (※)
- 危険物保安監督者選任・解任届出書 (※)
- 危険物保安監督者職務代行者選任・解任届出書 (※)
- 危険物取扱主任従事者選任 (解任) 届出書 (※)
- 火気使用工事届出書 (※)
- 危険作業開始の届出書 (※)
- 危険物製造所・貯蔵所・取扱所譲渡引渡届出書 (※)
- 危険物〔製造所・貯蔵所・取扱所〕〔休止・再開〕届出書 (※)
- 危険物製造所・貯蔵所・取扱所廃止届出書 (※)
- 危険物事故発生届出書 (※)
- 危険物製造所・貯蔵所・取扱所品名・数量又は指定数量の倍数変更届 (※)
- 地下タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書 (※)
- 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書 (※)
- 休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書 (※)
- 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始 (廃止) 届出書 (※)
- 少量危険物・指定可燃物、貯蔵取扱い設置変更届出書 (※)
- 少量危険物・指定可燃物、貯蔵取扱い廃止届出書 (※)
- 火を使用する設備等の届出書 (炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機) (※)

2. 消防署・分署関係

消防訓練通知書

火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書

水道断減水届出書

道路工事届出書

改善計画（報告）書

応急手当等講習申込書

担当	松阪中消防署	0598-25-1416
	三雲分署	〃 56-2536
	飯南分署	〃 32-2605
	飯高分署	〃 45-0203
	松阪南消防署	〃 21-6014
	多気分署	〃 38-2509
	松阪勢和分署	〃 49-2124
	松阪北消防署	〃 42-2334
	明和消防署	0596-52-5600